不明権利者探索業務について

2013年11月1日

ー般社団法人映像コンテンツ権利処理機構

aRma



- ◆ 名称 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 audiovisual Rights management association(略称:aRma [アルマ])
- ◆ 設 立 平成21年(2009年)6月17日
- ◆ 所在地 〒107-0061 東京都港区北青山2-11-10 青山野末ビル301
- ◆ 社 員 一般社団法人 日本音楽事業者協会
 - 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
 - 一般社団法人 日本音楽制作者連盟
 - 一般社団法人 映像実演権利者合同機構
 - 一般社団法人 演奏家権利処理合同機構MPN

目的と事業

ー般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)は、映像コンテンツの二次利用に係る円滑な権利処理を実現することにより、デジタルネットワーク上のコンテンツ流通の促進と、これによる実演家への適正な対価の還元の実現に寄与することを目的として、次の事業を行います。

(1) 映像コンテンツの二次利用に関する許諾申請の窓口業務、その他二次利用に係る手続き処理

(2) 映像コンテンツに係る不明権利者の探索、通知

- (3) 映像コンテンツの二次利用に係る収益配分の在り方に係る調査研究
- (4) 映像コンテンツの権利処理に係る理解促進、啓発
- (5)映像コンテンツの二次利用に係る報酬等の徴収、分配
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

aRmaが不明権利者の探索・通知を実施する意義

- 1. ほとんどの出演者が二次利用の許諾を出したにもかかわらず、わずかな出演者の連絡先が不明で放送番 組が二次利用されないとなると、許諾を出した出演者が二次利用による収入を得られない。
- 2. 本来、放送番組二次利用に際し、出演者の連絡先を探しだし許諾を得なければならないのは、放送局で ある。しかし、放送局がそれぞれ探索を行うとコストが二重三重にかかる。
- 3. 俳優の連絡先情報は、放送番組二次利用に係る委任情報を扱う権利者(実演家)団体からaRmaに提供 され、aRmaに蓄積される。

多数の不明権利者をコストを抑えて探索するためには、連絡先情報 と探索業務が一元化される必要がある。

連絡先情報はaRmaに蓄積されるので、aRmaが探索業務を行う仕 組みが効率的である。

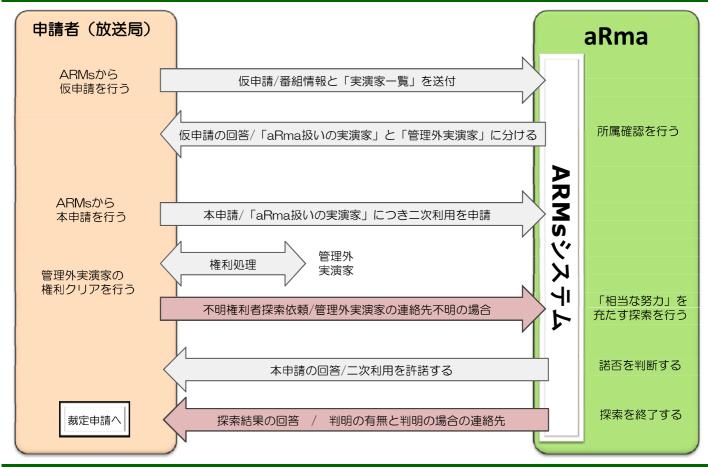
4. よって、aRmaは、放送局の依頼を受けて裁定に必要な権利者捜索のための「相当な努力」の要件を充 たす探索を実施することとし、業務フローを策定し、二次利用許諾システムである「ARMs」の中にそ の仕組みを構築した。

aRma

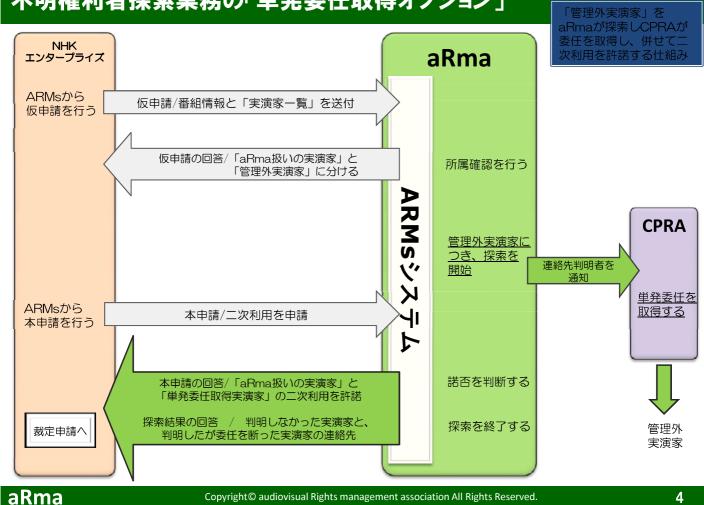
Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

2

二次利用許諾業務とそこから派生する不明権利者探索業務



不明権利者探索業務の「単発委任取得オプション」



「相当な努力」の内容

| 「相当な努力」についての定義 | 要件を満たすための作業 | 使用ツール |
|----------------|---|--|
| 名簿・名鑑類の閲覧 | 日本タレント名鑑((株)VIPタイムズ社)と 出演者名簿((社)著作権情報センター (CRIC))を閲覧し、当該実演家の情報を取得 する 。 | ・日本タレント名鑑(書籍・データ) →1970年~2013年版 ・CRIC出演者名簿(PDFファイル) →1980年~2009年版(2009年版 で廃刊) ペコスト》 データベース化初期費用 データベースアップデート(毎年) |
| | GoogleとYahoo!の2つの検索エンジンで探索し、 掲載されているサイトから情報を取得する。 | ・Google検索エンジン ・Yahoo!検索エンジン |
| | 著作権等管理事業者である(公社)日本芸能実演 家団体協議会・実演家著作隣接権センター (CPRA)から委任者データの提供を受けており このデータから情報を取得する。 | |
| 物等の販売等を行う者への照会 | イ)により、他の放送局の放送番組に出演したこ と又は出演した放送番組が二次利用されたことが 明らかになった場合は、当該放送局から情報の提 供を受ける。 | |
| 著作者団体等への照会 | 非一任型の管理を行っている(一社)日本音楽事 業者協会から所属する実演家データの提供を受け ており、このデータから情報を取得する。 | ・ARMs内のデータベース |
| 供を求めること | aRmaホームページに実演家の芸名、出演番組名 等を掲載し、CRICのホームページとリンクを張 り、CRICホームページにaRmaホームページに 誘導する広告記事を掲載する。この広告から情報 提供を求める。 | |

《その他のコスト》 人件費0.5名分

「相当な努力」による判明結果

| 項目 | 判明数 | |
|-----------|-------|---|
| ア:VIPデータ | 121 | _ |
| イ:WEB探索 | 430 | |
| ウ:CPRAデータ | 460 | - |
| 工:他局紹介 | 0 | |
| 才:音事協 | 7 | _ |
| カ:HP掲載 | 0 | - |
| ②判明者合計 | 1,018 | |

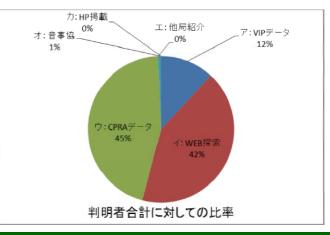
| ①探索対象人数合計 | 3,513 |
|-------------|-------|
| ③不明者合計(①-②) | 2,495 |

⁽人数は、H23.1.11~H25.10.20の累計値)

→ 過去の書籍の記載もデータ化し、ARMs内データベースに収 納。

→ いずれもARMs内データベースに収納されているため、実務 では同時の作業となる。

→ ただし、要件である「30日の掲載期間」経過後も掲載を継続しているため、後日判明した人数は10名あり。



<u>aRma</u>

Copyright© audiovisual Rights management association All Rights Reserved.

6

aRma探索と裁定制度利用手続のスケジュール

